

**記載上の注意事項（様式第6の別紙1）**

- ① 大気の測定結果を記入する場合にあつては、単位を  $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ ）、水質の測定結果を記入する場合にあつては、単位を  $\text{pg}/\text{L}$ （毒性等量にあつては、 $\text{pg-TEQ}/\text{L}$ ）、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、単位を  $\text{ng}/\text{g}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ ）とすること。  
また、〔Total ダイオキシン類〕の〔毒性等量〕を記入する場合には、単位を明示すること。
- ② 〔実測濃度〕の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- ③ 〔実測濃度〕の項において、検出下限未満のものは”ND”と記載すること。
- ④ 〔毒性等量〕は、定量下限未満の実測濃度を零として算出すること。
- ⑤ 〔整理番号〕は、測定結果が複数の場合に記入すること。

**記載上の注意事項（様式第6の別紙2）**

※ 簡易測定法の場合は別紙2を添付すること。

- ① 排出ガスの測定結果を記入する場合にあつては、単位を  $\text{ng}/\text{m}^3\text{N}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ ）、ばいじん等の測定結果を記入する場合にあつては、単位を  $\text{ng}/\text{g}$ （毒性等量にあつては、 $\text{ng-TEQ}/\text{g}$ ）とすること。
- ② 測定方法の項においては、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法のうち、測定に用いた方法を記載すること。  
例) 「第1の1」、「第2の1」等
- ③ 実測濃度の項においては、②の測定方法により測定された標準溶液相当濃度を記載すること。
- ④ 実測濃度の項において、検出下限以上定量下限未満の濃度は括弧付きの数字で記載すること。
- ⑤ 実測濃度の項において、検出下限未満のものは”ND”と記載すること。
- ⑥ 定量下限未満の実測濃度の測定量（毒性等量）は、零とすること。
- ⑦ 用語の定義は、規則第2条第1項第4号の規定に基づき環境大臣が定める方法によること。
- ⑧ 整理番号は、測定結果が複数の場合に記入すること。